

名張市地域公共交通会議 地域連携部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域公共交通会議規約（以下、「交通会議規約」と言う。）第11条の規定に基づき設置される名張市地域公共交通会議地域連携部会（以下「地域連携部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域連携部会は、各地域運行協議会の連携を強化し地域コミュニティバスの運行維持等を検討する（仮称）地域運行協議会ネットワークの設置に向けた調査審議事項を協議し、その結果を名張市地域公共交通会議へ報告することを目的とする。

(地域連携部会の構成員)

第3条 地域連携部会の構成員は、会長が指名する者及び名張市地域公共交通会議が必要と認める者とする。

(部会長)

第4条 会長の指名により地域連携部会に部会長をおき、部会長は部会を代表し、会務を総括する。
2 部会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ部会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域連携部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。
2 地域連携部会は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(協議結果の取扱い)

第6条 地域連携部会において協議が調った事項については、名張市地域公共交通会議に報告することとする。

(庶務)

第7条 地域連携部会の庶務は都市整備部都市計画室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月8日から施行する。